

(株)東日本大震災事業者再生支援機構について

機構におけるこれまでの業務運営や被災事業者支援の取組み状況を踏まえ、今後の取組み施策を検討・実行。

【株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法 附則第2条】

政府は、この法律の施行（平成24年2月23日）後3年以内に、この法律の執行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これまでの取組み状況

機構は、業務開始以降、継続的に業務執行態勢の強化に取り組んできている。

⇒ 業務ガイドライン・業務フローの整備、専門人材の増強、組織体制の見直し、出張所の開設、説明会・相談会の開催 等

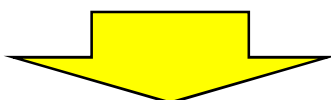
26年12月末までに、2,684か所で説明会・相談会を開催、2,116件の相談を受付け

⇒ 支援決定: 531件（金融機関との協議など対応中の案件を含め 748件）

・債権買取り: 503件(828億円) ・債務免除: 329件(334億円)

・新規融資への保証付与: 165件

(上記のほか、買取債権について金利減免や劣後債権化等を実施)



今後の取組み施策

機構は、今後更に、以下のような取組みを積極的に推進し、支援決定先も含め、できる限り多くの被災事業者の再生支援に取り組んでいく。

- 地域金融機関との情報共有・コミュニケーションの強化等を通じた新規支援案件の開拓
- 地域金融機関の営業現場と緊密に連携した支援決定先に対する継続的な状況把握、助言活動の強化等地域の活性化策等を踏まえた事業改善・販路開拓支援
- 外部支援機関や復興庁施策と連携した支援決定先の本業支援

復興庁は、引き続き、関係省庁と連携して機構の取組みを支援していく。